

子育て負担軽減事業

—No.45 滑川町—

【事業の目的】

子育てには莫大なお金がかかることから、町として、できる限りの子育て負担軽減の施策を展開し、子育て世代のさらなる定住化を目的としています。

【事業の内容】

- ・給食費無償化事業（滑川町に住所を有する全ての園児、児童、生徒に係る給食費について、無償化。）
- ・子ども医療費無料化事業（0～18歳年度末までの子どもにかかる医療費の無料化（保険診療分のみ））
- ・第3子子育て支援金支給事業（第3子以降を出産した方に申請により、出生時5万円、小学校入学時5万円、中学校入学時5万円を支給。支給要件：養育者が滑川町に1年以上在住し、世帯が税金を滞納していないこと）

【事業年度】

- ・給食費無償化事業（平成23年度～）
- ・子ども医療費無料化事業（平成23年度～）
- ・第3子子育て支援金支給事業（平成29年度～）

【予算額(千円)】

- ・給食費無償化事業：111,317千円（令和2年度）
- ・子ども医療費無料化事業：78,578千円（令和2年度）
- ・第3子子育て支援金支給事業：1,600千円（令和2年度）

【財源】

- ・給食費無償化事業：一般財源（町）
- ・子ども医療費無料化事業：乳幼児医療費支給事業補助金（県、就学前の児童のみ）、一般財源（町）
- ・第3子子育て支援金支給事業：多子世帯応援クーポン事業費補助金（県）、一般財源（町）

【事業実施に至った背景・経緯】

当町では、区画整理事業や大規模開発等により、全国的な人口減少傾向と反して、著しい人口増加が見られ、中でも比較的若い世代の転入が多く、同時に出生率も向上し県内では高水準を維持しています。このような状況から、町内では子育て家庭が急増し、町の子育て環境の充実を求める声が高まってきました。町でも核家族化、共働き世帯、貧困家庭、ひとり親世帯などの多種多様な家庭が混在し、各家庭での子育てを取り巻く環境は、厳しさを増しており、家計における子育て関連の支出は、決して少額ではなく、経済的に大きな負担となっていると思われました。町の子育て環境の向上のために町民が最も望む施策とは何かを検討し、「町民の子育て支援」を第一に考え、町長の発案で平成23年度より給食費無償化事業、子ども医療費無料化事業がスタートしました。これらは「滑川町の子育て支援策」の中心的な事業として、現在も継続して実施されています。また、第3子子育て支援金支給事業については、従前より実施されていた第3子出産祝金（出産時に支給）に替えて、成長の節目に段階的に支給することで更なる定住を促すよう変更しました。

【事業のPRポイント】

町の子育て環境の向上のために町民が最も望む施策とは何かを検討し、「町民の子育て支援」を第一に考えた町長の発案によりスタートした施策でありましたが、結果として、町外に向けた施策にも繋がり、現在の町の人口流入による人口の増加や県内でも高い合計特殊出生率を維持する要因になっていると推察しています。

【事業実績・成果・今後の展開】

住民基本台帳で平成24年1月1日現在17,261人だった人口が、令和3年1月1日現在で19,562人と、この間13%以上、2千人を超える人口増加がありました。平成30年の合計特殊出生率は1.68で県内市町村の1位です。住民基本台帳による令和元年中の人口増減率は1.34%で全国の町村で9位です。地方創生という言葉が出る前からの事業もありますが、結果として地方創生に成果が出ていると言えます。今後も「子育て負担軽減事業」を継続していきます。

〔 連絡先 〕

総務政策課 企画調整担当 0493(56)2211(内線129)